

木城町防災士育成事業補助金交付要綱

平成30年3月19日
総務財政課

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域防災の担い手養成のため、防災士の資格を取得した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和48年木城町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、地域社会の様々な場で、減災及び地域防災力向上のための活動が期待でき、かつ、そのために十分な意識、知識及び技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本町に住所を有するものであって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 防災士の資格を取得した者
- (2) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして町内の自主防災組織等で活動する意思のある者
- (3) 防災士の資格取得に関わる経費のうち次条に掲げる経費について他の助成制度による財政的支援を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、防災士資格取得試験受験料及び防災士認証登録料とする。

(補助金の額等)

第5条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の合計額とする。

2 助成金の交付は、1人につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受ける者は、規則第3条の規定にかかわらず、木城町防災士育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて防災士認証状の交付日から1年以内に町長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状の写し

(2) 第4条に規定する経費の支払に係る領収書の写し

(実績報告)

第7条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、申請書の提出をもって代えることができる。

(助成金の交付を受けた者の責務)

第8条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

木城町長

殿

住所

氏名

㊞

補 助 金 等 交 付 申 請 書

木城町防災士育成事業補助金交付要綱に基づく 年度木城町防災士育成事業補助金については、 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則(昭和48年木城町規則第2号)第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 防災士認証状の写し
- 2 第4条に規定する経費の支払に係る領収書の写し

平成 年 月 日

木城町長 半渡 英俊 殿

住所
氏名 印

補助金請求書

平成 年 月 日付第 号で交付決定のあった平成 年度木城防災
士育成事業補助金について、下記の金額を交付されたく請求します。

請求金額 8, 0 0 0 円

補助金 決定額				¥	千 8	0	0	円 0
交付 額								0
今回 請求額				¥	8	0	0	0
残 額								0

防災士育成事業補助金 振込口座記入表

氏名 ()

金融機関名	信用金庫	支店
	農協	支所
	銀行	
口座番号		預金種類
フリガナ 口座名義		